

令和元年第 2 回定例会(6 月)議決結果

第 2 回定例会が令和元年 6 月 12 日から 21 日までの 10 日間の会期で開催されました。条例、補正予算など 16 議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条 例】

●芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるため、条例の一部を改正します。

●芦屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

平成 31 年 4 月に災害弔慰金に関する法律が改正されたことに伴い、災害援護資金の貸付利率の引下げ及び償還方法の追加について、条例の一部を改正します。

●芦屋町森林環境譲与税基金条例の制定

(可決 賛成多数)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境譲与税は、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、新たに基金条例を制定します。

●芦屋町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

10 月 1 日からの消費税率引き上げに伴い、公園使用料等について改定を行うため、条例の一部を改正します。

●芦屋町バス条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

10 月 1 日からの消費税率引き上げに伴い、芦屋タウンバスの運賃改定を行うため、条例の一部を改正します。

●芦屋町下水道条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

10 月 1 日からの消費税率引き上げに伴い、下水道使用料の改定を行うため、条例の一部を改正します。

【予 算】

●令和元年度芦屋町一般会計補正予算(第1号)

(可決 賛成多数)

歳入歳出それぞれ1億3,100万円の増額補正を行うものです。

歳入＝プレミアム付商品券事業に係る国庫補助金等を計上したほか、社会資本整備総合交付金等の減額により、過疎対策事業債等を増額計上するとともに、財政調整基金繰入金を増額計上しています。

歳出＝全世帯への戸別受信機設置のため、地域情報伝達システム実施設計委託を計上したほか、プレミアム付商品券事業費や老人憩の家基本構想策定業務委託を計上しています。

●令和元年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

収益的収入＝10月1日から消費税率の引き上げに伴う下水道使用料及び工事委託費返還金を増額計上しています。

収益的支出＝工事委託費返還金のうち国庫補助金分を返還するため増額計上しています。

資本的収入＝企業債及び他会計補助金を増額計上しています。

資本的支出＝設計委託費及び工事請負費を増額計上しています。

【契 約】

●庁舎外壁改修工事請負契約の締結

(可決 満場一致)

庁舎外壁改修工事について、約1億1,409万9千円で契約を締結します。

●緑ヶ丘団地外部改修工事(3棟)請負契約の締結

(可決 満場一致)

緑ヶ丘団地外部改修工事(3棟)について、約5,404万6千円で契約を締結します。

●巡回バス車両購入契約の締結

(可決 満場一致)

巡回バス車両購入について、約1,054万9千円で契約を締結します。

【人 事】

●芦屋町教育委員会委員の任命

(同意 満場一致)

前任者の任期満了に伴い、吉崎強志氏を任命します。

氏 名 吉 崎 強 志

生年月日 昭和 43 年 4 月 29 日

住 所 芦屋町緑ヶ丘

【その他】

●町道の路線廃止

(可決 満場一致)

福岡県との道路移管協定に伴い、県が幸町・海岸線を県道芦屋港線として供用開始したことにより、路線の廃止を行うものです。

●専決処分事項の承認

(承認 満場一致)

地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 31 年 3 月 29 日に公布されたことに伴い、芦屋町税条例等の一部改正を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

●専決処分事項の承認

(承認 賛成多数)

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成 31 年 3 月 29 日に公布されたことに伴い、芦屋町国民健康保険税条例の一部改正を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

【意見書】

●新たな過疎対策法の制定に関する意見書

(可決 満場一致)

国や関係各署に対し、新たな過疎対策法の制定を強く求める意見書です。

※意見書の詳細な内容については、別添のファイルをご覧ください。

【報告】

●平成 30 年度芦屋町一般会計継続費逡次繰越計算書の報告

芦屋中学校空調設備改修事業について、繰越額が決定したので、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定に基づき、継続費逡次繰越計算書を調製し報告するものです。

●平成 30 年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

芦屋釜の里製作工房用地及び駐車場整備事業や多目的グラウンド周辺整備事業等について、繰越額が決定したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告するものです。

●平成 30 年度芦屋町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告

柏原漁港機能保全事業について、繰越額が決定したので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告するものです。